

最大20,000円相当のマイナポイントがもらえるマイナンバーカードの
申請期限が2月末まで延長されました!



群馬県特産品お楽しみ抽選プレゼント企画
 群馬県マイナンバーカード申請促進キャンペーン

マイナンバーカードを持っているか、申請が済んでいる県民を対象に抽選で1万名様にプレゼントが当たります。申請がお済みでない方は、この機会に申請してご応募ください!

応募期限: 2月28日(火)まで
 賞品: 新鮮野菜、上州牛などの県特産品
 詳細・申込みは特設WEBサイトをご覧ください。
<https://mynumbercard.pref.gunma.jp>



マイナンバーカードを受け取りましょう

▶ 問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115・116)



マイナンバーカードは、本人確認のための公的な証明書となり、社会保障や税関係の行政手続きで利用できます。

現在、多くの方から申請をいただいております。受け取り時に役場窓口が混みあうことが予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。

マイナンバーカード申請後に役場から交付通知書が届いた方は…

必ず本人が受け取りを

マイナンバーカードは、本人を証明する公的な確認書類です。このため、厳格な本人確認を行ったうえで申請者本人に交付することと、法令などで決められています。必ず申請者本人が受け取りをお願いします。

役場の開庁時間に行けない場合

平日17時30分から19時までの間で、受け取りが可能な場合があります。あらかじめ電話での予約をお願いします。

必要な持ちもの

- 交付通知書……届いた封筒に、はがきが入っています
- 通知カード……平成27年に届いた薄緑色のもの。紛失した場合は、住民係で紛失届を記入いただけます
- 本人確認書類…顔写真入りは1点(運転免許証など)、顔写真なしは2点(健康保険証、年金手帳、学生証など)
- (お持ちの方)住民基本台帳カード・古いマイナンバーカード

- ◆申請に不備などがなければ約1カ月すると交付通知書が届きます。
- ◆15歳未満の方は、親権者と一緒に役場にお越しください。
- ◆病気などやむを得ない理由で来庁が難しい場合はご相談ください。

マイナンバーカードの申請がお済みでない方は…

① 交付申請書・通知カードを確認

すでに送付されている、QRコード付き交付申請書※または通知カードをご確認ください。見つからない場合は、役場住民係で受け取るか、インターネットでダウンロードすることも可能です。※令和4年11月中旬から12月上旬にかけて順次発送されています。

② 次のいずれかの手段で申請

パソコン

カメラで顔写真を撮影。申請用のウェブサイトから、必要事項の入力と写真を登録して申請します。

スマートフォン

スマートフォンで顔写真を撮影します。交付申請書のQRコードを読み取り、手順に従って申請します。

郵便

交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼り付け、ダウンロードまたは送付された封筒に入れて申請します。

証明用写真機

マイナンバーカード申請対応の写真機で、交付申請書のQRコードを読み取り、顔写真を撮影して申請します。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

住民税の申告受付

公民館駐車場をご利用ください

▶ 問合せ 税務課税務係 ☎ 24-5111 (内線120・121)



住民税の申告と所得税の申告相談を、2月16日から3月15日(土日祝日を除く※)に、役場2階委員会室の特設窓口で受け付けます。また、出張窓口も開設しますので、該当する方は申告をお願いします。

※…平日に申告できない方は、2月26日(日)に受け付けます。
(午前9時～11時30分、午後1時～4時に役場特設窓口)

住民税(村県民税)の申告が必要な人

令和4年中に所得があり、令和5年1月1日現在、昭和村に住所がある方。ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をする方。
- ・年末調整が済んでいる給与所得のみの方。
- ・公的年金等にかかる所得のみの方。

(注)・・・扶養控除、障害者控除、医療費控除などの所得控除を追加・変更する場合は申告が必要です。

申告の際に必要なもの

- ・マイナンバーカードもしくは通知カードと本人確認書類(免許証など)
- ・所得の証明となる資料(給与・年金の源泉徴収票、収支内訳書など)
- ・国民年金などの社会保険料控除証明書
- ・生命保険や地震保険等の控除を受ける人
→ 保険料控除証明書
- ・医療費控除を受ける人
→ 個人・支払先ごとの医療費がわかるもの
- ・障害者控除を受ける人
→ 障害者手帳・療育手帳等

役場で受付できない確定申告

次の申告については役場で受付できません。税務署への提出をお願いします。

- ・青色申告
- ・消費税申告(インボイス制度が令和5年10月から導入されますが、制度の仕組みが複雑で税務署での相談をおすすめします)
- ・土地や家屋および株式の譲渡所得(農業委員会のあっせんを除く)
- ・仮想通貨の申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除
- ・過年度申告
- ・準確定申告(亡くなった方の確定申告)

昭和村役場特設窓口

(昭和村役場2階委員会室)

2月16日(木)～3月15日(水)
午前9時～11時30分、午後1時～4時

各地区の出張窓口

(午前…9時～11時、午後…1時～3時)

月日(曜日)	受付	対象地区	相談会場
2月20日(月)	午後	永井下・上	永井住民センター
2月21日(火)	午後	入原上・下	入原公民館
2月22日(水)	午前	藤井・宮貝戸・根岸・伏田・鎌沢・下宿・入沢	地域活性化センター
	午後	上組・中組・三ツ谷・椽久保北部・椽久保南部	
2月24日(金)	午後	田岸・大堀・滝久保・池原・生越	貝野瀬構造改善センター
2月27日(月)	午後	中野・長者久保・大河原・追分・赤谷	大河原住民センター
2月28日(火)	午後	赤城原・松ノ木平	赤城原区民館
3月1日(水)	午前	吹張・宿	昭和村役場2階委員会室
	午後	中宿・中内出	
3月6日(月)	午前	常木・滝寺	昭和村役場2階委員会室
	午後	南内出・上内出	

※昨年度と時間が異なりますのでご注意ください。

ご注意

農業所得や営業所得の申告をされる方は、収支内訳書の作成が必要です。収入金額および必要経費を自身で計算のうえ、計算根拠がわかるように準備してお越してください。